

食品表示へのデジタルツール活用 における議論すべき技術的な課題（案） （来年度議論する事項）

令和 7 年2月

消費者庁食品表示課

今後の分科会の進め方

食品表示へのデジタルツール活用検討分科会第1回資料6から抜粋

令和5年度食品表示懇談会取りまとめ（抜粋）

Ⅲ 今後の食品表示が目指すべき大枠の方向性

（3）食品表示へのデジタルツールの活用について

- ① 国際的な議論に我が国としても能動的に対応していくとともに、消費者への情報開示を充実する観点から、容器包装上の表示の一部を代替する手段として、デジタルツールにより情報提供を行う場合の議論を進めていく。
- ② 表示可能面積や見やすさによる課題、現行の表示情報の利用実態を踏まえ、容器包装に表示すべき事項と、デジタルツールによる情報提供での代替を許容すべき事項について、コーデックス委員会におけるデジタルツールの活用の議論も踏まえ検討する。また、今後、食品表示へのデジタルツールの在り方に関する検討を行うに当たって、サプライチェーン全体を通して効率的に取り組めるよう、新たに管理すべきこととなる情報を含む、事業者が保持すべき商品情報、その情報の管理方法や提供手段についても議論を進める。
- ③ 検討に当たっては、情報の管理方法や情報伝達の媒体、デジタルツールを活用した制度をどのように運用していくのか等技術的な課題についても、議論を行う。

食品表示へのデジタルツール活用検討分科会の進め方（案）

- 1 まずはじめに、技術的な課題として、上記懇談会の方向性のⅢ（3）③にあるように、情報の管理方法（参考：今後検討すべき技術的論点）について議論する。
- 2 その後、Ⅲ（3）①及び②にあるように消費者への情報開示を充実する観点から、容器包装上の表示の一部を代替する手段として、デジタルツールにより情報提供を行う場合の議論を進める。

技術的な課題（案）その1

食品表示へのデジタルツール活用検討分科会の進め方（案）の1に則り、かつ、ここまでのヒアリングと議論をふまえ、下記3点を技術的な課題の大項目と捉える。

①制度運用のためのメリット・デメリット、制度上求めるべき水準の整理（方向性の議論）

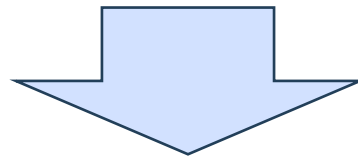
- 消費者視点でのメリットデメリット、事業者視点でのメリットデメリットを整理することで、後続く課題の議論の際に議論が振り出しに戻らないように取りまとめる。
- 技術的課題を議論する上で、制度上求められる水準を現時点で多くの事業者が早期に対応可能な制度とするのか、ある程度データベース等を整備している事業者から始められる制度とするのか検討する。

②表示のためのデータは一元管理にするか、分散管理にするか（管理方法の議論）

- ここまでのヒアリングからも、事業者は各システム等を使用して表示に必要なデータは管理している。前提として、行政がデータベース等の管理費用を確保することは現実的ではない。一元管理と分散管理それぞれのメリット・デメリットを精査した上で、サプライチェーン全体が効率的に取り組めるかといった観点や実行可能性、不正を防ぐ仕組み、監視可能性などを踏まえながら管理方法を決定する。

③消費者が表示にアクセスするために使用するツールはどうするか（実施方法の議論）

- 制度自体は義務表示の代替であることが前提であるため商品と表示との1対1対応は必須。そのため、1対1対応をどのように担保するかという点や、データへのアクセシビリティの観点などを踏まえながら食品表示へアクセスするために使用するツール（バーコードや2次元コードなど）を検討する。



上記大項目を取りまとめた後、制度実現に向けて考えられる詳細な課題について議論を行う
（詳細は次ページ）

技術的な課題（案）その2

制度実現に向けて議論すべき詳細な課題について洗い出し、議論を行う。現状想定される技術的な課題は下記の通り。それ以外の課題についても分科会で洗い出し必要に応じて取りまとめる。

・1対1対応の具体的方法

→大項目③で決定したツールを使用した場合、デジタルで表示される情報と現物が1対1で対応するための管理方法として、ロット番号や事業者ごとに関する製品ナンバーなど、どのように管理すれば1対1対応を実現するのか、その具体的方法を決めておく必要がある。

・保管すべき表示データの範囲

→食品表示のために管理すべきデータの範囲（項目や深度など）をどこまで詳細に決めるか、食品表示制度の国際的な動向や、食品表示制度が変わる度に持つべき情報が変わる可能性があること等、事業者の実行可能性の視点を踏まえながら検討する必要がある。

・広告などその他の情報との棲み分けルール

→コーデックスのガイドラインを踏まえながら、消費者が欲しい情報にたやすくたどり着けるように、専用の入り口を用意するのか、既存の入り口を活用するのか、一目でデジタル活用製品と分かるようにするのか、などデジタル活用上のルールを決める必要がある。

・監視可能性についてのルール作り

→データでの表示はミスが起きたときなどに即時対応が出来るといったメリットがある一方、すぐに改変された結果、改変前の情報が確認出来なくなってしまうというデメリットもある。消費者に正しい情報が届いているかどうかを担保するため、監視方法やデータ保存期間、改ざんを防ぐ仕組みを決めるなどの対応が必要となる。

技術的論点の後の検討事項（案）

食品表示へのデジタルツール活用検討分科会の進め方（案）の2に則り、具体的な食品表示の中身について議論を行う

①実際に代替することが可能となる表示内容の項目

→コーデックスガイドラインを参考に（安全と栄養の情報は代替するべきではない等）消費者のニーズを踏まえながら、デジタルツールで代替することの出来る表示内容を検討する。

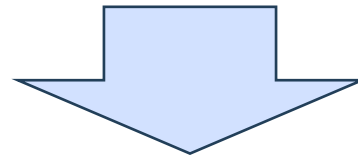
②デジタルで表示した際の食品表示フォーマット

→今まで容器包装に表示されていた表示をデジタルで表示するだけで、消費者にとってメリットがあるのかどうか。より消費者の商品選択に資する情報としてどこまで表示するか（表示事項ごとの深度）。

想定される論点）原材料の原産地表示や、添加物の一括表示など

→上記の項目について、表示する様式を統一するかどうか。

※技術的論点で議論された事業者の実行可能性を超えないよう注意する



技術的論点のとりまとめ案を、親懇談会に報告し、親懇談会内でさらに議論を行う

来年度の検討スケジュールイメージ

